

令和5年4月～

電気事業法令の改正等について

水力発電所関係

関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課

※改正等の詳しい資料については、経済産業省や監督部等のHPをご覧ください。

経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部

お問合せ・申告

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更 小 中 大



各種手続

電気保安

都市ガス保安

LPガス保安

高圧ガス保安

火薬類の保安

鉱山保安

防災

組織紹介

▶都市ガス保安トップページ

▶申請・届出・手続

▶法令・資料

▶管内の事故情報

▶立入検査等結果

管轄区域
東北6県
+新潟県
(電気保安に限る)

電子申請
保安ネットポータル

保安ネット

職員採用情報



電気保安



都市ガス保安



LPガス保安



高圧ガス保安



火薬類の保安



防災情報



組織紹介



お問合せ・申告



リンク集

① 電気保安をクリック

② 新着情報に掲載

東北支部ホームページはリニューアルしました。

監督部 東北

検索

お問合せ・申告

サイトマップ

本文へ

各種手続

電気保安

都市ガス保安

LPガス保安

高圧ガス保安

火薬類の保安

ホーム ▶ 電気保安トップページ

電気保安トップページ

重要なお知らせ

- ▲ 保安ネットによる電子申請の受付を行っています(PDF形式: 71KB) ▲
- ▲ 10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備の保安規制が義務化されます
- ▲ 認定電気工事従事者認定証及び特種電気工事資格者認定証のプラスチックカード化
- ▲ 三菱電機株式会社及び株式会社東光高圧における不適切検査等の対応及び報告
- ▲ 電力安全課へのお問合せ年: できるだけメールでお問い合わせ

新着情報

- 2024年03月15日 電気保安法人一覧(PDF形式: 78KB) ▲
- 2024年05月09日 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第1号)の規定に基づき、学校等の認定を取り消した件について(電気学校高等学校) ㊟
- 2024年05月02日 発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について ㊟
- 2024年04月12日 災害時の停電防止のための事前伐採のお願い
- 2024年04月08日 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第1号)の規定に基づき、学校等の認定を取り消した件について(電気学校高等学校) ㊟

申請 届出・手続

1. 自家用電気工作物に関する手続
2. 電気事故に関する手続
3. 電気主任技術者免状交付申請に関する手続
4. 認定電気工事従事者、特種電気工事資格者に関する手続

電気保安メニュー

- 自家用電気工作物(需要設備)
- 電気事故の報告
- 電気主任技術者
- 電気工事士法
- 電気工事業
- 火力発電所
- 水力発電所
- 太陽電池発電所
- 風力発電所
- 小規模事業用電気工作物
- PCB電気工作物
- 法令・資料
- 管内の電気事故(通報)
- 立入検査等結果
- 行政処分

感電事故多発中!!
一層の注意をお願いします

災害時の停電防止のための
事前伐採のお願い

波及事故を
防止しよう! (PDF)

水トリー 事故に関する
注意喚起

保安ネット
(電子申請ポータルサイト)

職員採用情報

令和5年度の電気事業法令の改正等について

令和5年度の「省令」、「通達」は以下のとおりです。
その中で、水力発電所関係は2023年9月29日施行の省令があります。

制定・改正

【省令】

2023年09月29日 [電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令](#)

2024年02月29日 [電気事業法施行規則の一部を改正する省令](#)

【通達（運用・解釈等）】

2023年09月01日 [「主任技術者制度の解釈及び運用」及び「電気主任技術者免状交付に係る運用について」の改正](#)

2023年12月26日 [電気設備の技術基準の解釈の一部改正](#)



次ページ以降解説

ダム水路主任技術者の資格要件の変更について（省令）



[本文へ](#) [よくあるご質問](#) [サイトマップ](#)

文字サイズ変更 小 中 大



サイト内検索 [拡張検索](#)

[ホーム](#)

[経済産業省について](#)

[お知らせ](#)

[政策について](#)

[統計](#)

[申請・お問合せ](#)

[English](#)

[政策について](#) > [政策一覧](#) > [安全・安心](#) > [産業保安](#) > [電力の安全](#) > [新着情報](#) > [電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令について](#)



電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令について

本件の概要

令和5年9月29日付で「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令」が公布されました。

本改正はダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直すとともに、経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入するものです。なお、施行日は令和5年9月29日となります。

● [電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令 \(PDF形式: 497KB\)](#)

お問合せ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課



ダウンロード (Adobeサイトへ)

最終更新日：2023年9月29日

● [ページ上部へ戻る](#)

政策について

● 政策一覧

- > [経済産業](#)
- > [対外経済](#)
- > [ものづくり/情報/流通・サービス](#)
- > [中小企業・地域経済産業](#)
- > [エネルギー・環境](#)
- > [安全・安心](#)

● [これまでの政策](#)

● [審議会・研究会](#)

● [白書・報告書](#)

● [法令](#)

● [予算・税制・財投](#)

● [政策評価・技術評価](#)

ダム水路主任技術者の資格要件の変更概要

本改正はダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直すとともに、経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入するものです。

<第1種ダム水路主任技術者免状の取得に必要なとなる実務経験年数>



<第2種ダム水路主任技術者免状の取得に必要なとなる実務経験年数>



新たな資格要件

資格要件

次に掲げる学歴及び実務経験を有する者

学歴	1種		2種	
	実務経験のみ	講習修了者	実務経験のみ	講習修了者
大学・短大・高専（土木工学）卒	5 (3)	(3)	[3]	[3]
大学・短大・高専卒	7 (3)	(3)	5 [3]	[3]
高校（土木工学）卒	7 (3)	5 (3)	5 [3]	[3]
高校卒	9 (3)	5 (3)	7 [3]	[3]
中学卒	12 (3)	8 (3)	10 [3]	6 [3]

ア. カッコなしの数字は、水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用に係る経験年数です。イ. 及びウ. の経験年数を含むことが条件となります。

イ. () の数字は、高さ15m以上の発電用ダム工事、維持又は運用に係る経験年数です。

ウ. [] の数字は、水力設備の工事、維持又は運用に係る経験年数です。

エ. 講習修了者とは経済産業大臣の登録を受けた者が行うダム水路主任技術者講習を修了した者です。

令和6年度のダム水路主任技術者講習の案内

令和6年4月9日

一般社団法人 電力土木技術協会

ダム水路主任技術者講習機関としての登録

及び「土木基礎講習」の受付開始について

一般社団法人電力土木技術協会は、昨年改正された「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令」による講習機関として令和6年4月8日付けで、経済産業大臣により登録されました。

本制度の概要は別紙1のとおりであり、ダム水路主任技術者免状を取得するに当たって、土木工学に関する学科を卒業していない方は「土木基礎講習」と「ダム水路講習」を、土木工学に関する学科を卒業した方は「ダム水路講習」を受講し、修了試験に合格することによって、実務経験期間を短縮することができますというものです。

令和6年度の講習は以下の通りを予定しております。なお、令和7年度、8年度も本講習を実施する予定です。

記

講習期間：「土木基礎講習」令和6年6月24日（月）から6月28日（金）

「ダム水路講習」令和6年10月21日（月）から10月25日（金）

※改正等の詳しい資料については、監督部等のHPをご覧ください。

「電気保安トップページ」を開き、下へスクロールしてください。
以下のとおり、お問合せ先が表示されます。

メールでのお問合せは、内容に応じて記載されております担当係あて送信して下さい。

お問合せ先

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

内容	電話	メール
電気事故	022-221-4947	bzl-thk-denana@meti.go.jp
自家用電気工作物(需要設備)	022-221-4952	bzl-thk-denan-jikayou@meti.go.jp
水力発電所	022-221-4947	bzl-thk-denan-suiryoku@meti.go.jp
火力発電所	022-221-4948	bzl-thk-denan-karyoku@meti.go.jp
風力・太陽電池発電所	022-221-4948	bzl-thk-denan-newenergy@meti.go.jp
電気主任技術者免状、電気工事士、 電気工事業、PCB電気工作物、 認定校、養成施設	022-221-4951	bzl-thk-denan-gyoumu@meti.go.jp
その他	022-221-4947	bzl-thk-denan-soudan@meti.go.jp
FAX(共通)	FAX : 022-224-4370	

会社名、氏名、電話番号を記載のうえ、ご相談内容を整理してわかりやすく記載し、できるだけメールでお問合せください。

【お願い】メールアドレスの「アット」を「@」に変更してください。

▶ 令和5年1月からメールアドレスが変更になりました(PDF形式 : 98KB) 

※最新の電気事業法令等については、経済産業省のHPでご覧頂けます。

経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部

お問合せ・申告

各種手続

電気保安

監督部 東北

検索

管轄区域：
東北6県
+新潟県
(電気保安に限る)

電子申請
保安ネットポータル

保安



電気保安



都市ガス



鉱山保安



防災情報

申請・届出・手続

1. 自家用電気工作物に関する手続
2. 電気事故に関する手続
3. 電気主任技術者免状交付申請に関する手続
4. 認定電気工事従事者、特種電気工事資格者に関する手続
5. 電気工業に関する手続
6. 火力発電所に関する情報(ボイラー・タービン主任技術者免状関係)
7. 水力発電所に関する情報(ダム水路主任技術者免状関係)
8. 太陽電池発電所に関する情報
9. 風力発電所に関する情報
10. 小規模事業用電気工作物(10kV以下)に関する手続
11. PCB電気工作物に関する手続

法令・資料他

- ▶ [電気事業法等](#)
- ▶ [電気工事士法・電気工業の業務の適正](#)
- ▶ [資料「自家用電気工作物からの波及事故](#)

電気事業法等

- ▶ [電気事業法](#)
- ▶ [電気事業法施行令](#)
- ▶ [電気事業法施行規則](#)
- ▶ [発電用水力設備に関する技術基準を定める省令](#)
- ▶ [発電用火力設備に関する技術基準を定める省令](#)
- ▶ [発電用風力設備に関する技術基準を定める省令](#)
- ▶ [発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令](#)
- ▶ [電気設備に関する技術基準を定める省令](#)
- ▶ [電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令](#)
- ▶ [電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令](#)
- ▶ [電気関係報告規則](#)
- ▶ [電気事業法関係手数料規則](#)
- ▶ [告示等](#)

告示等については、ここをクリック

